

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度) 目次

総合的な支援	・ 1 頁		
①地域公共交通との連携の視点	・ 2 頁～	⑤都市農業との連携の視点	・ 29 頁～
1) 地域公共交通等に関する計画策定の際に活用できる支援措置		1) 農地保全・活用施策	
2) 地域公共交通に関連する事業に活用できる支援措置		2) その他の施策	
3) 歩行空間等の改善に活用できる制度		⑥公共施設再編との連携の視点	・ 34 頁～
4) その他の施策		1) まちづくりと連携した公共施設再編への取組に関する支援措置	
②都市再生・中心市街地活性化との連携の視点	・ 7 頁～	2) 公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設の集約化等に関する支援措置	
1) 中心市街地の商業の活性化等に対する支援措置		3) 国公有財産の最適利用を図る際に活用可能な支援措置	
2) 中心市街地における都市機能の誘導・更新、市街地整備等に対する支援措置		4) 地方公共団体が官民連携の推進に向けて活用可能な支援措置	
③健康・医療・福祉との連携の視点	・ 19 頁～	5) 公共施設の整備等に関する支援措置	
1) 地域包括ケアシステムの構築等に向けた支援措置		⑦住宅政策との連携の視点	・ 43 頁～
2) ガイドラインの発出や要綱改訂等		⑧学校・教育との連携の視点	・ 47 頁～
3) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置		⑨防災との連携の視点	・ 49 頁～
4) 医療計画制度による支援措置		1) 面的な整備により対象地区の防災性向上を図る事業への支援措置	
5) バリアフリー環境整備に向けた支援制度		2) 防災機能を併せて整備する建築物への支援措置	
6) 健康増進に向けた支援措置		3) その他の施策	
④子育て支援との連携の視点	・ 25 頁～	⑩広域連携の視点	・ 53 頁～
1) 小規模保育の改修等に対する支援措置		1) 複数市町村が連携したコンパクトシティの形成に関する支援措置	
2) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置		2) 連携中枢都市圏の形成に関する措置	
3) 待機児童解消等の推進に向けた支援措置			

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

総合的な支援

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地方創生推進交付金	○	○	—	○	地域再生法	<p>地域再生計画に記載された、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業に対して支援を行う。</p> <p>都市のコンパクト化や公共交通ネットワークの形成に関しては、先駆性を有する取組の立ち上がり段階や試行段階の事業経費等を支援する。</p> <p>(平成29年度からは、交付上限額・ハード事業割合・新規申請事業数について一層の弾力化を実施。)</p> <p>※平成30年度においては、空き店舗の活用による稼げるまちづくりの推進などの観点から「地方再生コンパクトシティ」に対して国土交通省と連携して支援</p> <p>【交付率】 1/2</p>	内閣府 地方創生推進事務局
地方再生コンパクトシティのモデル都市の選定と重点支援 (都市再生整備計画事業等)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>国土交通省(都市局)と内閣府(地方創生推進事務局)が連携して、人口減少、地域経済縮小等の課題を抱える地方において、都市構造の再構築と地域の稼ぐ力の向上に積極的に取り組もうとする自治体を「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市として32都市選定し、ハード・ソフト両面から重点的に支援する。</p> <p>【支援メニュー】 ハード: 都市のコンパクト化、賑わい拠点形成、空き地の再編等 ・社会資本整備総合交付金(都市再構築事業、都市公園・緑地等事業等) ソフト: 地域ブランドの形成、プロモーション、起業支援等 ・地方創生推進交付金(内閣府) ・民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 ・都市再生コーディネーター等推進事業等</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

①地域公共交通との連携の視点

○都市をコンパクト化して医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約する際、高齢者をはじめとする住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするためには、拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の維持・充実について一体的に検討する必要がある。一方で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に当たっては、拠点エリアへの都市機能の誘導や公共交通沿線への居住の誘導について一体的に検討する必要がある。(コンパクトシティ+ネットワーク)

○このため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画等において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に関する取組が整合をもって定められるよう、十分な調整が必要である。必要に応じて、両計画を一体的に策定することも考えられる。

1)地域公共交通等に関する計画策定の際に活用できる支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査事業) (地域公共交通再編推進事業)	○	一部○	—	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の作成に向けた取組を支援。 【補助率】 1/2 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課
街路交通調査費	○	○	—	○	道路法56条の道路に関する調査に該当	総合的な都市交通マスタープラン等を策定する総合都市交通体系調査や、都市・地域総合交通戦略等の計画策定に向けた取り組みを支援。 【補助率】 1/3	国土交通省 都市局 都市計画課 街路交通施設課
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(公共交通利用転換事業計画策定事業) [環境省(国土交通省連携事業)]	○	—	—	—	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱	地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定を支援。 【補助率】 1/3	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き	—	—	—	—	—	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の作成に当たり、両計画の作成手順、考え方を示した「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」を作成・公表。 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課
地域公共交通支援センター	—	—	—	—	—	地域公共交通の確保・維持に取り組もうとする地域の関係者にとって参考となる全国の先進事例等について、毎年度、調査更新した上で、交通モード別等にHP上で紹介。 関連URL: http://koutsu-shien-center.jp/jirei/#top	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課
地域内の共同輸配送の促進	○	—	—	○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	物流の効率化・低炭素化、まちの景観や歩行空間の維持・改善等を図るため、2以上の者(物流事業者、荷主企業等)が連携して地域内配送の共同化や複合化を行う。 総合効率化計画(物流の効率化・低炭素化に向けた事業に係る計画)の計画策定経費等に対して支援。	国土交通省 総合政策局 物流政策課

2) 地域公共交通に関する事業に活用できる支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域公共交通確保維持改善事業	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、ノンステップバス等の導入やLRT・BRTの整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援。 【補助率】 1/2、1/3等 【税制措置】 固定資産税、都市計画税 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課

都市・地域交通戦略推進事業	○	○	—	—	社会資本整備総合交付金 交付要綱等	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 【補助率】 1/3、1/2〔立地適正化計画に位置付けられた事業等〕	国土交通省 都市局 街路交通施設課
街路事業	○	○	—	○	社会資本整備総合交付金 交付要綱 等	都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備(交通結節点の整備等も含む)に対して支援。	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市再生整備計画事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する都市再生整備計画に位置付けられた高次都市施設(バスターミナルなどの複合交通センターを含む)などについて支援 【補助率】概ね4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型、街なか居住再生型)	○	—	—	—	社会資本整備総合交付金 交付要綱等	市街地住宅等整備事業において、駅施設整備に対する住宅等整備事業者の負担について支援 【補助率】 1/2、1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資等制度	○	—	—	○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 等	地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に対して(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が出資等を行う。	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(公共交通利用転換事業) [環境省(国土交通省連携事業)]	○	—	—	—	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱	地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画に基づく以下の取組を支援。 ・基幹ネットワークの充実・利便性向上(BRT・LRTの導入等) ・ネットワークの再編・拡充(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等) 【補助率】 1/2	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課

次世代ステーション創造事業 (鉄道駅総合改善事業費補助)	○	-	-	-	鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱	まちづくりと一体となった駅の改良、駅の改良にあわせて行うバリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設、地域交流拠点施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して補助を行っている。 【補助率】 1/3	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
都市鉄道利便増進事業 (速達性向上事業)	○	○	○	○	都市鉄道等利便増進法、都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱 等	以下の項目について支援を行う。 ・既存の都市鉄道ネットワークを有効活用した連絡線の整備、相互直通化 ・列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備に要する経費 【補助率】 1/3 【税制措置】 固定資産税、都市計画税	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
幹線鉄道等活性化事業 (旅客線化) (形成計画事業)	○	○	-	-	幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領	(旅客線化) ・大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備に要する経費について支援を行う。 【補助率】 1/5 (形成計画事業) ・地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備に要する経費について支援を行う。 【補助率】 1/3	(旅客線化) 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 (形成計画事業) 鉄道事業課 地域鉄道支援室
都市鉄道整備事業 (地下高速鉄道)	○	○	-	-	地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱	新線建設費、耐震補強工事及び駅のバリアフリー化等のための大規模改良工事費について支援を行う。 【補助率】 35%	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
医療施設等設備整備費補助金 (へき地患者輸送車(艇)整備事業)	○	-	-	○	医療施設等設備整備費補助金交付要綱 等	都道府県等が行う、無医地区等から近隣医療機関へ患者を搬送するための患者輸送車、患者輸送艇等の設備整備に対する支援。	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室

3) 歩行空間等の改善に活用できる制度

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
駐車場法の特例制度	○	○	—	○	都市再生特別措置法	市町村が立地適正化計画に「駐車場配置適正化区域」、「路外駐車場配置等基準」及び「集約駐車施設の位置・規模」を記載することにより、駐車場法の特例制度の適用が可能となる。	国土交通省 都市局 街路交通施設課

4) その他の施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	○	—	—	○	交通政策基本法	交通政策基本計画に基づく施策を着実に実施し、目標を達成するため、施策の進捗状況について適切にフォローアップするとともに、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて調査・検討を実施する。 平成30年度においては、地域公共交通のデータ収集・分析・利用手法の利活用の推進等による公共交通ネットワークの再編の円滑化等を図る。	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 参事官(総合交通)
既存の旅客交通システムを活用した省CO2輸送システムモデル事業	○	—	○	—	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (物流分野におけるCO2削減対策促進事業) 公募要領(第3次)	物流の効率化・低炭素化を図るため、既存の旅客鉄道、バス等、自家用有償旅客運送の空きスペースを活用した貨客混載による新たな物流システムを構築する事業者に対して、車両改造費や輸送機材等設備の導入を支援する。これにより、地域の公共交通ネットワークの有効活用が強化される。 平成30年度においては、従来の旅客鉄道に加えて、バス等の旅客自動車を活用した貨客混載を実施する事業者及び中山間地において、自家用有償旅客運送で旅客及び貨物を輸送することにより、マイカー利用及びトラック輸送を減少させる物流システムを構築する事業者等に対して支援を行う。	国土交通省 総合政策局 物流政策課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

②都市再生・中心市街地活性化との連携の視点

○中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画による施策の相乗効果をあげるためには、両計画を連携をとって作成することを通じ、都市機能誘導区域と中心市街地の区域の設定や、誘導・集約しようとする施設についての調整を図ることなどが必要となる。
○また、都市機能誘導区域において、必要な生活サービス施設の誘導・集約が促進されるとともに、まちの拠点として賑わいを創出するという観点から、都市機能の効果的な立地誘導が促進されるよう施策を講ずる必要がある。

1)中心市街地の商業の活性化等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域再生エリアマネジメント負担金制度	—	—	—	○	地域再生法	地域再生法に基づき、市町村が3分の2以上の事業者の同意を要件として、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用に充てるため、活動区域内の受益者である事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する制度。 地域再生に資するエリアマネジメント活動の安定的な活動財源を確保することで、来訪者や滞在者の増加による事業機会の拡大や収益性の向上を図る。	内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局
商店街活性化促進事業	—	—	—	○	地域再生法	地域再生法に基づき、市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援。 また、計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備。	内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局
中小企業等支援人材育成事業(タウンマネージャー研修)	○	—	—	○	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有し自ら事業を起こしキャッシュフローを生み出せるタウンマネージャー等を育成するとともに、中心市街地活性化の取組を広く普及させる取組を実施。	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定	○	—	○	○	中心市街地の活性化に関する法律第50条～第53条	<p>地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトに対して経済産業大臣が認定し、重点的に支援する制度。市町村版高度化融資や大規模小売店舗立地法の特例等を活用できるほか、補助金額の上乗せといった予算措置や、登録免許税の軽減といった税制措置を講じている。</p> <p>【税制措置】 登録免許税</p>	<p>経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室</p>
民間中心市街地商業活性化事業計画の認定	—	—	—	○	・中心市街地の活性化に関する法律第42条～第46条	<p>中心市街地の小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定し、民間活力が十分に発揮される環境整備を推進。</p>	<p>経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室</p>
認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	—	—	○	○	<p>・中心市街地活性化法第49条第2項 ・租税特別措置法第34条の2、同法第65条の4、同法第68条の75</p>	<p>認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等であって、当該事業が租税特別措置法に定める所定の要件を満たすものを、認定事業者に譲渡した場合、1500万円を限度として、譲渡所得の特別控除が可能。</p> <p>【税制措置】 所得税</p>	<p>中小企業庁 経営支援部商業課</p>
特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	—	—	○	○	<p>・中心市街地活性化法第51条第1項 ・租税特別措置法第81条</p>	<p>平成32年3月31日までに認定を受けた認定中心市街地経済活力向上事業計画に記載された経済活力向上事業の用に供するため、当該事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2軽減。</p> <p>【税制措置】 登録免許税</p>	<p>経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室</p>

<p>企業活力強化貸付における企業活力強化資金</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>・ 中心市街地の活性化に関する法律第77条 ・ 「日本再興戦略」改訂2015中短期工程表「立地競争力の更なる強化⑤」</p>	<p>(1) 中心市街地において、卸・小売、飲食店及びサービス業を営む者(商店街振興組合、事業協同組合等を含む)に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得等の事業に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施。 (2) 中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域において、次に定める事業を行う者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施。 ① 民間事業者・まちづくり会社等が、認定経済活力向上事業計画に基づいて行う事業(事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金) ② 中小企業者が行う、認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業合理化及び共同化等を図るための設備等資金</p>	<p>経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室</p>
<p>地域・まちなか商業活性化支援事業</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項 等</p>	<p>コンパクトシティ化に取り組む「まち(中心市街地)」、地域コミュニティ機能・買物機能を維持・強化する「商店街」において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致など、地域商業の活性化の取り組みや、これとあわせて行う公共的機能の強化に向けた取り組みに対する支援を行う。 平成30年度においては、中心市街地活性化支援では、コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域を支援するため、立地適正化計画における都市機能誘導区域内の事業に対する支援の重点化を行う。 また、商店街が実施する役割・規模・ステージに合わせた全国モデル型の新しい取組への支援については、地元の地方公共団体からより強い関与が得られる事業や立地適正化計画における都市機能誘導区域又は居住誘導区域内にある商店街が実施する事業を優先的に採択する。</p>	<p>経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 中小企業庁 経営支援部商業課</p>

2) 中心市街地における都市機能の誘導・更新、市街地整備等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課

都市再生整備計画事業 (歴史まちづくりの推進)	○	○	-	-	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 交付要綱 等	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。 平成30年度においては、歴史・文化を活かした地域の活性化を図るため、歴史的風致維持向上計画に位置付けのある土塁、堀跡の整備を新たに支援対象に加える。	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	○	○	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 平成30年度においては、「空間再編賑わい創出事業」を交付対象に追加する。 【交付率】 重点地区：1/2、一般地区：1/3 【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税等	国土交通省 都市局 市街地整備課
空間再編賑わい創出事業	○	○	○	○	社会資本整備総合交付金交付要綱、都市開発資金貸付要領、租税特別措置法、地方税法 等	事業計画において誘導施設整備区を定め、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業(「空間再編賑わい創出事業」)を創設し、必要な手法を整備するとともに交付金(都市再生区画整理事業)及び都市開発資金貸付金(土地区画整理事業融資)により支援を行うことで、土地の有効利用によるコンパクトシティ形成を推進する。 【交付率】 1/2 【貸付率】 1/2以内 【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税等	国土交通省 都市局 市街地整備課

都市再開発支援事業 (都市局) 基本計画等作成等事業 (住宅局)	○	○	－	－	社会資本整備総合交付金 (市街地再開発事業等)交付要綱等	市街地再開発事業等を一体的かつ総合的に促進するための地方公共団体による計画策定・コーディネートに要する経費を支援する。	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【交付率】 1/3 【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
優良建築物等整備事業	○	－	－	－	優良建築物等整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。 【補助率】 1/2、1/3、2/5	国土交通省 住宅局 市街地建築課
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	○	－	－	－	民間まちづくり活動促進事業制度要綱	先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。 【補助率】 普及啓発事業：定額、社会実験・実証事業等：(直接：1/2、間接：1/3) 関連URL： http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 他
街なか居住再生ファンド	○	－	－	－	街なか居住再生ファンド補助金交付要綱	中心市街地活性化のため、民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資することにより、都市中心部への居住を推進する。ただし、平成27年度までの採択事業に限る。	国土交通省 住宅局 市街地建築課

都市環境維持・改善事業 資金融資	○	-	-	○	都市開発資金の貸付けに 関する法律第1条第6項	<p>地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の 保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再 生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に對 する無利子貸付制度。</p> <p>【国の貸付率】 地方公共団体の貸付額の1/2以内(事業費の1/4以内)</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
共同型都市再構築業務 (民都機構による支援)	○	-	-	○	民間都市開発の推進に関 する特別措置法第4条第 1項第1号	<p>地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能 の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長 期で安定的な資金を供給する制度。</p> <p>民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣 工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲 渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民 都機構に返済。</p> <p>平成30年度においては、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民 都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体 等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加する。 これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリス クを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の 更新・再編等を加速する。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
まち再生出資業務 (民都機構による支援)	○	-	-	○	都市再生特別措置法第9 5条等	<p>市町村が定める立地適正化計画等の区域内等において、国土 交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、民間都市開 発推進機構を通じて、立ち上げ支援を行う。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課

<p>まちづくりファンド支援業務 【クラウドファンディング活用型】 【マネジメント型】 (民都機構による支援)</p>	○	-	-	○	<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第6号</p>	<p>まちづくりファンド支援業務(クラウドファンディング活用型)においては、民間まちづくり事業(クラウドファンディングからの資金調達を併せて行うもの)への助成を行う「まちづくりファンド」に対し、民間都市開発推進機構が資金拠出を行うことで、当該事業の立上げを支援する。</p> <p>平成29年度においては、まちづくりファンド支援業務(マネジメント型)を創設し、民間都市開発推進機構と地域金融機関とが連携してまちづくりファンドを立ち上げ、一定のエリアにおいて、空き店舗・空き家・古民家のリノベーション等を連鎖的に進め、当該エリアの価値向上を図るまちづくり事業を、出資・融資により支援を行う。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/fund.html</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課</p>
<p>都市再生コーディネート (都市再生機構による支援)</p>	○	-	-	○	<p>独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第6号</p>	<p>立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市再生機構が、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を実施。</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援調整室 市街地建築課 市街地住宅整備室</p>
<p>まちなか再生・まちなか居住推進のための環境整備の推進 (都市再生機構による支援)</p>	○	-	-	○	<p>独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号</p>	<p>都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援調整室 市街地建築課 市街地住宅整備室</p>

都市機能更新型土地 画整理事業等の推進 (都市再生機構による支 援)	○	—	—	○	独立行政法人都市再生機 構法第11条第1項第1号	都市再生機構において、土地 画整理事業、市街地再開 発事業等の都市機能更新 事業を行うことにより、 都市機能の更新を促進。 。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援 調整室 市街地建築課
立地誘導促進施設協 定に係る課税標準の特 例措置の創設	—	—	○	—	都市再生特別措置法第 109条の2～第109条の 4 地方税法附則第15条	低未利用土地等を活用 した、地域利便の確保・ 維持に資する施設の整 備を促進するため、地 権者が全員合意により 、当該施設の整備・管 理を地方公共団体に代 わり自ら行う新たな協 定制度を創設。 協定に基づき整備され 、都市再生推進法人が 管理する公共施設等に 係る固定資産税等を軽 減。 【税制措置】 固定資産税、都市計 画税	国土交通省 都市局 都市計画課
低未利用土地権利設 定等促進計画に係る特 例措置の創設	—	—	○	—	都市再生特別措置法第 109条の5～第109条 の12、租税特別措置法 第83条の2、地方税法 附則第11条	市町村が、地域内に散 在する低未利用土地の 利用意向を捉えて、関 係地権者等の合意を得 ながら、計画を策定し 、必要な利用権の設 定等を促進する制度を 創設。 計画に基づく土地等の 取得等に係る流通税 (登録免許税・不動産 取得税)を軽減。 【税制措置】 登録免許税、不動産 取得税	国土交通省 都市局 都市計画課
都市再生推進法人に 低未利用土地等を譲渡 した場合の特例措置の 拡充	—	—	○	—	都市再生特別措置法第 119条、地方税法附則 第34条の2、租税特別 措置法第31条の2、 第62条の3、第68条 の68	都市再生推進法人の業 務に低未利用土地の利 用に関する事業のため の土地の取得等を追加 することに伴う、都市 再生推進法人に土地を 譲渡した場合の特例措 置の拡充。 【税制措置】 所得税、法人税、個 人住民税、法人住民 税	国土交通省 都市局 都市計画課

誘導施設を整備した事業者が当該誘導施設とともに整備した公共施設等に係る課税の特例	—	—	○	—	地方税法附則第15条第39項	国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画において、誘導施設の整備に併せて整備した公共施設・都市利便施設に係る課税の特例措置 【税制措置】 固定資産税・都市計画税	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市機能誘導区域の外から区域内への事業用資産の買換え等の特例	—	—	○	—	租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78	都市機能誘導区域外の資産を、国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買い換える場合の課税の特例措置 【税制措置】 所得税、法人税	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	—	—	○	—	・租税特別措置法第31条の2、第37条の5、第62条の3、第68条の68 ・地方税法附則第34条の2	都市機能の導入事業(民間誘導施設等整備事業計画)に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置(特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業) 【税制措置】 所得税、法人税	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	—	—	○	—	・租税特別措置法第31条の2、第34条の2、第62条の3、第65条の4、第68条の68、第68の75 ・地方税法附則第34条の2	立地適正化計画に係る取組に参画する都市再生推進法人に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置 【税制措置】 所得税、法人税	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進	—	—	—	—	—	新たに創設された小規模不動産特定共同事業の円滑な推進と投資家保護を図るため、事業者向けの実務手引書等を作成。 関連URL: https://www.vmi.co.jp/jpn/news/2017/12/h29stock-biz1228-hb-basic.pdf	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	○	—	—	—	—	平成29年12月に改正された不動産特定共同事業法を踏まえ、地方創生等に資する不動産証券化手法の更なる活用を促進するため、不動産クラウドファンディング等に係る検討会の開催や、不動産証券化を活用したモデル事業の形成を支援。	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第83条の3 ・地方税法附則第11条第13項	不動産特定共同事業を活用した民間投資を一層推進するため、特例事業者及び小規模不動産特定共同事業者、適格特例投資家限定事業者が取得する一定の要件を満たす不動産について、登録免許税及び不動産取得税の特例措置。 【税制措置】 登録免許税、不動産取得税	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第83条の2 ・地方税法附則第11条	Jリート及びSPCが取得する一定の要件を満たす不動産について、登録免許税及び不動産取得税の特例措置。 【税制措置】 登録免許税、不動産取得税	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
特定地域都市浸水被害対策事業	○	—	—	—	特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱	現行では、下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用を補助を行っている。 平成29年度においては、対象となる地区に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」を追加する。 (ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。) また、補助対象範囲に、民間事業者等が特定地域都市浸水被害対策計画に基づき整備する雨水浸透施設を追加する。	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付

<p>雨水貯留利用施設に係る割増償却</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>租税特別措置法第14条の2第1項 等</p>	<p>下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、事業者が300m³以上の雨水貯留利用施設を設置した場合、5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができる税制措置(所得税・法人税)を講じる。 平成29年度からは、雨水利用施設については、雨水を貯留する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置を除くこととする。</p> <p>【税制措置】 所得税、法人税</p>	<p>国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付</p>
------------------------	----------	----------	----------	----------	---------------------------	--	--

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

③健康・医療・福祉との連携の視点

○人口減少社会のまちづくりでは、医療・介護サービスだけでなく、住まいや移動等、生活全般にわたる支援を併せて考える必要がある。
○そのため、コンパクトシティ形成の取組と、医療・介護サービスの有機的な連携も見据えた医療施設、介護施設等の立地と連携が必要である。

1)地域包括ケアシステムの構築等に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業	○	—	—	—	—	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、自立した生活を送ることが困難な低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地方公共団体、社会福祉法人、NPO法人等が、居住の場の確保や日常生活上の支援を行うなどの地域におけるモデル的な支援体制の構築に対して、国が支援を行う。</p> <p>【補助率】 定額(1事業当たり 5,724千円)</p>	厚生労働省 老健局 高齢者支援課
スマートウェルネス住宅等推進事業	○	—	○	—	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱等	<p>高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備等に対する支援を実施する。</p> <p>【補助率】 1/10等</p> <p>【税制措置】(サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制) 固定資産税、不動産取得税</p>	国土交通省 住宅局 安心居住推進課

多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○	—	—	—	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱等	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
----------------------	---	---	---	---	-------------------------	---	--------------------------

2) ガイドラインの発出や要綱改訂等

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン	—	—	—	—	—	多くの市民が自立的に、また必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくりの取組を推進するため、地方公共団体向けに発出(平成26年8月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html	国土交通省 都市局 都市計画課 まちづくり推進課 街路交通施設課
まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量(歩数)調査のガイドライン	—	—	—	—	—	まちづくりにおける健康増進効果を把握するための指標となり得る「日常生活における歩行量(歩数)」に着目し、その特性、調査手法、歩行による健康増進効果の見える化等に関するガイドラインを策定し、地方公共団体向けに発出(平成29年3月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html	国土交通省都市局 都市計画課 まちづくり推進課 街路交通施設課
コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進	—	—	—	—	地域医療介護総合確保基金管理運営要領	介護施設の整備助成事業の選定に当たり、コンパクトシティ形成に資する事業を優先的に配慮する旨を追加。 (平成28年7月改正)	厚生労働省 老健局 高齢者支援課

3) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課
UR団地における地域医療福祉拠点化の推進	○	—	—	—	—	<p>既存のUR団地において医療福祉施設等の誘致・集約を図り、団地周辺地域も含めた医療福祉拠点の形成を図る。</p>	国土交通省 住宅局 総務課 民間事業支援調整室

4)医療計画制度による支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
医療提供体制施設整備交付金	○	—	—	—	—	<p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行う。</p> <p>なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。</p>	厚生労働省 医政局 地域医療計画課
医療計画(医療提供体制確保に関する基本方針等)	○	—	—	○	医療法第30条の3 医療法第30条の4	<p>医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、国は基本方針を示している。都道府県においては、この基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めている。</p>	厚生労働省 医政局 地域医療計画課

5) バリアフリー環境整備に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
バリアフリー環境整備促進事業	○	—	—	—	社会資本整備総合交付金 交付要綱等	高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。 【補助率】 1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課
地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通バリア解消促進等事業) (地域交通バリアフリー化調査事業)	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等	高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、鉄道駅、旅客ターミナル(バス・旅客船・航空旅客)のバリアフリー化や公共交通の利用環境改善(LRT、BR Tの導入等)等を一体的に支援するとともに、 市町村が実施する地域におけるバリアフリー化の促進を図るための新たな方針の策定に係る調査に要する経費について支援を行う。 ※地域交通バリアフリー化調査事業についてはH30年度からの新規事業のため、申請受付開始時期を含め、詳細調整中。 【補助率】 (地域公共交通バリア解消促進等事業) 1/3等 (地域交通バリアフリー化調査事業) 1/2 【税制措置】 (地域公共交通バリア解消促進等事業) 固定資産税、都市計画税 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_00041.html	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課 安心生活政策課

6)健康増進に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域の健康増進活動支援事業	○	—	—	—	地域の健康増進活動支援事業公募要項 等	<p>健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成 やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組のうち、全国統一的に展開する全国規模の事業、地域の特色や特性に沿った取組を実施する事業のそれぞれについて、財政的支援を行う。</p> <p>平成29年度からは、住民の健康増進の実現に向けたまちづくりの計画等に即した事業等について優先的に取り扱い。</p> <p>関係URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081036.html</p>	厚生労働省 健康局 健康課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

④子育て支援との連携の視点

- 子育て支援部門が子育て環境の持続的な確保を図る背景と都市計画部門がコンパクトシティ化を進める背景は共通している。
○そのため、各部門の施策の推進に向けて、地域の実情に応じた子育て支援の展開を、まちづくりと一体的に推進する必要がある。

1)小規模保育の改修等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
保育対策総合支援事業費補助金	○	—	—	—	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	小規模保育等の改修等に対して補助。 ・小規模保育改修費等支援事業 ・家庭的保育改修費等支援事業	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

2)中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。 【補助率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課

都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省都市局 市街地整備課
---------------------------	---	---	---	---	----------------------------	---	--------------------

3) 待機児童解消等の推進に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等	○	○ ※1	—	○	・保育所等整備交付金交付要綱 等 ・児童福祉法56条の4の3	市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所等に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。 意欲のある自治体に対しては、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を行い、保育所等の整備を推進する。	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
賃借料加算の充実 (公定価格の改善事項)	○	○ ※1	—	○	・子ども・子育て支援法第27条第2項等 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	保育所等の用に供する建物が賃貸物件である施設について、一定の要件を満たす場合、公定価格において加算(賃借料加算)がなされているところ。 平成28年度において、平成27年度までの公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直した。	内閣府 子ども子育て本部 (給付係)

<p>保育の受け皿拡大・多様な保育の充実</p>	○	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等整備交付金交付要綱 ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・児童福祉法56条の4の3 	<p>待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。</p> <p>平成29年度においては、保育園等の設置等の際に地域住民との合意形成等を進める自治体・保育園等における「地域連携コーディネーター」の配置を支援する。</p> <p>また、3歳児以降の継続的に保育を提供するため、3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置を支援する。</p>	<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課</p>
<p>保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置 (企業主導型保育)</p>	-	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第15条44項、第33条第6項 ・関税暫定措置法別表第0402・10号 	<p>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども子育て支援法に基づき、企業主導型保育事業の運営に係る政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合の当該施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について特例措置。課税標準について、5年間、市町村の条例で定める割合(価格の1/2を参酌して1/3~2/3の範囲内)とする。</p> <p>また、企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する施設に係る事業所税について特例措置。課税標準については、価格の1/4とする。</p> <p>さらに、給食用の輸入脱脂粉乳を無税とする減税措置の対象として、企業主導型保育事業が追加。</p> <p>【税制措置】 固定資産税、都市計画税、事業所税、関税 等</p>	<p>内閣府 子ども子育て本部 (企画係)</p>

<p>保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置 (家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)</p>	-	-	○	-	<p>・地方税法第349条の3第28項、第29項及び第30項 ・地方税法第73条の14第11項、第12項、第13項</p>	<p>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1名以上5人以下)の用に直接供する家屋及び減価償却(他の用途に供されていないものに限る。)に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例制度。 平成29年度においては、課税標準について、市町村の条例で定める割合(価格の1/2を参酌して1/3~2/3の範囲内)とする。 また、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1名以上5人以下)の用に直接供する家屋(他の用途に供されていないものに限る。)に係る不動産取得税の課税標準の特例措置。 平成29年度においては、課税標準について、都道府県の条例で定める割合(価格の1/2を参酌して1/3~2/3の範囲内)とする。</p> <p>【税制措置】 固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税 等</p>	<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課</p> <p>内閣府 子ども子育て本部 (企画係)</p>
--	---	---	---	---	---	---	---

※1 公立の保育所及び認定こども園については地方財政措置を受けている。

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

⑤都市農業との連携の視点

○都市農地は、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能等を有していることから、コンパクトシティの形成の促進にあわせて、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ることが必要である。

○市街化区域内の農地については、生産緑地制度の活用を図るとともに、都市農業振興施策と連携した農地の有効活用を促進することが重要である。

○また、コンパクトシティの実現に向けては、誘導区域の外側における開発を抑制し、持続可能な土地利用方策を確立することが不可欠であるため、有効な土地利用の在り方として、農地の役割がますます重要となる。

1)農地保全・活用施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
農山漁村振興交付金	○	—	—	—	農山漁村振興交付金実施要綱	都市農業の振興を通じて、都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援。	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室
新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置	—	—	○	○	租税特別措置法	都市農地(生産緑地地区内の農地)の貸借の円滑化を図るため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)に規定する認定事業計画に基づく貸付等が行われた農地について、相続税の納税猶予を適用する。(同法の施行日から適用) 【税制措置】 相続税	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室

都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置	-	-	○	-	生産緑地法 都市計画法 租税特別措置法 地方税法	<p>都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)を踏まえ、都市農業の多様な機能の発揮や都市農地の保全・活用を推進するため、特定生産緑地に指定された生産緑地や田園住居地域内の農地に対して、税制措置を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定生産緑地 固定資産税等:農地評価、農地課税を適用 相続税等:納税猶予を適用 ・田園住居地域 固定資産税等:300㎡を超える部分に対して評価額を1/2に軽減する特例措置を適用 相続税等:納税猶予を適用 <p>【税制措置】 相続税等、固定資産税等</p>	国土交通省 都市局 都市計画課 公園緑地・景観課
市民農園等整備事業	○	-	-	○	社会資本整備総合交付金 交付要綱	<p>まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した市街地の形成に寄与するため、生産緑地等を買取り、市民農園として都市公園を整備する事業である。</p> <p>平成29年度より条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模まで法の改正による生産緑地地区の面積要件の緩和に伴い、生産緑地を買取り市民農園等となる都市公園を整備する場合の面積要件を緩和する。</p> <p>【補助率】 1/2(施設)、1/3(用地)</p>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第70条の4、第70条の6 ・地方税法附則第12条、第19条 	<p>都市農業の多様な機能の発揮及び都市農地の保全や、緑地やオープンスペースの設置・管理の促進のための措置の充実にあわせて、民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するために必要な税制上の措置を講じる。</p> <p>平成29年度においては、生産緑地法の改正による生産緑地地区の面積要件の緩和等に伴い、新たに対象となる小規模な農地にも生産緑地地区に係る税制措置(納税猶予制度等)を適用する。</p> <p>【税制措置】 相続税、固定資産税、都市計画税、贈与税、所得税、住民税、法人税、不動産取得税</p>	国土交通省 都市局 都市計画課
--------------------	---	---	---	---	---	--	-----------------------

都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査	○	-	-	-	-	人口減少・高齢社会の進展に対応した集約型都市構造化及び都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するとともに、都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)を踏まえて講じる施策について、条件整理や効果の把握等を行うため、地方公共団体等から緑地・農地と調和した都市環境・都市景観の形成や、農地の保全等に係るモデル的な取組みを調査する。	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
------------------------	---	---	---	---	---	---	-----------------------------------

2)その他の施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
市民緑地等整備事業	○	-	-	○	社会資本整備総合交付金 交付要綱	<p>地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う事業である。原則面積要件は2ha以上であるが、居住誘導区域等においては0.05ha以上に緩和している。</p> <p>平成29年度より、都市公園が未だ不足している地域において、土地所有者の協力の下、民間主体が空き地等を公園的な空間として整備・公開する取組を推進するため市民緑地認定制度を創設活用し、緑地保全・緑化推進法人が行う園路・広場等の施設整備に対しても支援。</p> <p>【補助率】 1/2</p>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

市民緑地認定制度の創設に伴う特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第45条 ・地方税法附則第15条	<p>緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地について、固定資産税等の特例措置(3年間、課税標準について2/3を参酌して市町村の条例で定める割合に軽減)を講じる。</p> <p>【税制措置】 固定資産税、都市計画税</p>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
ストック再生緑化事業	○	—	—	—	社会資本整備総合交付金 交付要綱	<p>都市機能誘導区域又は居住誘導区域において、既設建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、公共公益施設の緑化や、公開性を有する建築物等の緑化に対して支援を行う事業である。</p> <p>平成28年度より、都市機能誘導区域、居住誘導区域又は密集市街地等に該当する区域において、広場空間における地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設の整備や空き地等における延焼防止のための緑地整備に対しても支援を実施。</p> <p>【補助率】 1/2</p>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費 補助金交付要綱 等	<p>居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を都市機能誘導区域へ移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援</p> <p>立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地等の管理上必要な敷地整備(芝生や花壇の設置等)を支援</p>	国土交通省 都市局 都市計画課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

⑥公共施設再編との連携の視点

○まちづくりの観点から効率的・効果的に公的不動産の再編を行うためには、庁舎や公民館等の公共施設を集客力のある重要な都市機能と捉え、その再編に当たって拠点地区への集約化を図ったり、不足する生活サービス機能を誘導する種地として低未利用の公有地を活用するなど、コンパクトシティ形成施策と公的不動産の再配置・有効活用に向けた取組において立地を重要な要素として位置付け、これらの取組が連携して進められる必要がある。

1)まちづくりと連携した公共施設再編への取組に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン	—	—	—	—	—	コンパクトなまちづくりと連携した公共施設の再編や有効活用を図る手順等についてとりまとめ、地方公共団体向けに周知(平成26年4月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/PRE.html	国土交通省 都市局 都市計画課
集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱 等	「まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン」に基づき作成されるPRE活用計画について、計画策定費を補助。 平成29年度より、PRE活用計画を作成する際の支援対象に、現行の地方公共団体に加え、地方公共団体と商工会議所等を含む「協議会」を追加。 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 都市計画課

2) 公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設の集約化等に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
公共施設等の適正管理に係る地方債措置	—	○	—	—	—	<p>公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、</p> <p>①個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業</p> <p>②立地適正化計画に基づく地方単独事業等に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方債措置等を講じる。</p> <p>平成30年度から、個別施設計画に位置付けられた公共施設等の転用事業や、立地適正化計画に基づく地方単独事業等について、財政力に応じて交付税措置率の引き上げ(30%~50%)を行う。</p>	総務省 自治財政局 財務調査課

3) 国公有財産の最適利用を図る際に活用可能な支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
国公有財産の最適利用	—	—	—	—	—	<p>国有財産の総括機関である財務局が、国有財産を管理する各省各庁をとりまとめ、国、地方公共団体、その他機関が相互に連携し、一定の地域に所在する国公有財産等の情報を面的に共有し、中長期的な観点から、地方公共団体の意向を尊重しつつ、庁舎をはじめとする公用財産等の最適利用について調整。</p> <p>国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を促進するための相談窓口を設置。</p>	財務省理財局国有財産企画課 総務省自治財政局財務調査課 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

4) 地方公共団体が官民連携の推進に向けて活用可能な支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
先導的なPPP/PFI手法の導入を検討する地方公共団体への支援(先導的官民連携支援事業)	○	—	—	—	先導的官民連携支援事業補助金交付要綱	<p>先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、下記(イ)又は(ロ)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進している。</p> <p>(イ)事業手法検討支援型 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査</p> <p>(ロ)情報整備支援型 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要情報の整備等のための調査</p> <p>【補助率】 10/10 (上限2,000万円)</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000014.html</p>	国土交通省 総合政策局 官民連携政策課
地域プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成の促進	○	—	—	—	—	<p>官民対話を通じて、PPP/PFIの案件形成を促進するため、産官学で構成される地域プラットフォームを設置している。</p> <p>地方ブロック単位ではPPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、個別案件の官民対話等を促進する場として「ブロックプラットフォーム」を設置しており、自治体単位では自治体が官民対話を通じて個別案件の事業化検討を促進する場として「自治体プラットフォーム」を設置し、運営を支援している。</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000031.html</p>	国土交通省 総合政策局 官民連携政策課

PRE戦略を実践するための手引書	—	—	—	—	—	<p>平成19・20年度に開催された「公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会」(PRE研究会)の検討結果を取りまとめたもの。地方公共団体がPRE戦略を立案・実行するための実践的な参考書として、PRE戦略の基本的な考え方や実務に必要な各種情報、事例等が記載されている。【平成21年5月(平成22年6月、平成24年3月改定)】</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000190.html</p>	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)の活用事例集	—	—	—	—	—	<p>平成26年度に開催された「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用のあり方に関する検討会」において、不動産証券化手法等による公的不動産の活用事例の把握や各事例における課題の整理、今後の公的不動産の活用の具体的方策について検討した結果を取りまとめたもの。【平成27年5月】</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/common/001091355.pdf</p>	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)ポータルサイト	—	—	—	—	—	<p>地方公共団体の様々なPRE情報を一元的に提供するほか、地方公共団体のPRE活用を支援する関連情報等を掲載。地方公共団体のPRE情報に民間事業者が容易にアクセスできることにより、民間事業者からの事業提案等の機会が拡大し、PRE活用の促進が期待される。情報掲載希望を随時受け付け中。</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000102.html</p>	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドライン～	—	—	—	—	—	<p>平成27年度に開催された「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、PREの民間活用促進を図る地方公共団体向けの手引書として、民間側の資金調達手法の一つとして不動産証券化手法等を導入する場合の対応方法について、事業化段階での検討のポイントや留意点等を、事例を交えながら解説。【平成28年3月(平成30年3月改訂)】</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000169.html(P)</p>	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

公的不動産(PRE)の民間活用推進のための人材育成支援	—	—	—	—	—	平成27年度に作成(平成30年3月改訂)した公的不動産(PRE)の民間活用の手引きを活用して地方公共団体職員の人材育成を支援する。具体的には、PREの民間活用を検討する地方公共団体に対し、不動産証券化手法等をはじめとしたPRE活用の知識やノウハウを勉強会やセミナーを通じて提供する。	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
-----------------------------	---	---	---	---	---	---	-------------------------------

5) 公共施設の整備等に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
官民連携基盤整備推進調査費	○	—	—	—	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金交付要綱	官民連携による地域活性化に資する基盤整備を推進するため、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討を支援する。 平成30年度は、PPP/PFI推進アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI検討案件の優先採択等の措置を講ずるとともに、広域連携プロジェクト関連等、民間投資誘発効果の高い基盤整備の事業化検討を重点支援する。	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課

都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課

都市再生区画整理事業	○	○	○	○	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	<p>防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。</p> <p>平成30年度においては、「空間再編賑わい創出事業」を交付対象に追加する。</p> <p>【交付率】 重点地区：1／2、一般地区：1／3</p> <p>【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税等</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	<p>土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。</p> <p>【交付率】 1／3</p> <p>【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等</p>	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
優良建築物等整備事業	○	—	—	—	優良建築物等整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。</p> <p>【補助率】 1／2、1／3、2／5</p>	国土交通省 住宅局 市街地建築課

共同型都市再構築業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	<p>地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。</p> <p>民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民都機構に返済。</p> <p>平成30年度においては、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加する。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速する。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
まち再生出資業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	都市再生特別措置法第95条等	<p>市町村が定める立地適正化計画等の区域内等において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構を通じて、立ち上げ支援を行う。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市公園ストック再編事業	○	—	—	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	<p>立地適正化計画等に基づき行われる、子育て支援や高齢社会対応としての整備や、配置の適正化など、地方公共団体における都市公園ストックの機能や配置の再編を支援する。</p> <p>【補助率】 1/2(施設)、1/3(用地)</p>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	○	—	—	○	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)交付要綱等	<p>地方公共団体における地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・改定作業や、同計画に基づくエネルギー起源CO2の排出削減に係る企画・評価・改善のための体制整備に向けた調査検討及び省エネルギー設備等の導入を支援。</p>	環境省 大臣官房 環境計画課

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	○	-	-	○	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付要綱 等	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの等について、事業化に向けた検討や設備の導入を支援。	環境省 大臣官房 環境計画課
------------------------	---	---	---	---	--	---	----------------------

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

⑦住宅政策との連携の視点

○立地適正化計画において、居住誘導区域を設定し、当該区域への円滑な居住の誘導を図るため、住宅施策とコンパクトシティの形成に向けた取組の連携が必要である。
○空き家対策の推進、中古住宅・リフォーム市場の活性化、サービス付き高齢者向け住宅の整備等の住宅施策を講じながらコンパクトシティ形成に向けた取組を進めていく必要がある。

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進	○	—	○	—	—	既存住宅の質の維持・向上等により既存住宅・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。	国土交通省 住宅局 住宅政策課 住宅生産課 土地・建設産業局 不動産課
スマートウェルネス住宅等推進事業	○	—	○	—	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱等	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備等に対する支援を実施する。 【補助率】 1/10等 【税制措置】(サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制) 固定資産税、不動産取得税	国土交通省 住宅局 安心居住推進課
公営住宅整備事業(公営住宅の非現地建替えに対する支援)	○	○	—	—	公営住宅整備事業対象要綱 公営住宅整備事業等補助要領	公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。 【交付率】 原則50%等	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

UR団地における近接地建替の実施	-	-	-	○	独立行政法人都市再生機構法第11条第13号	改正都市再生機構法(平成27年7月施行)に基づき、UR団地の建替えを現地のほか近接地においても実施可能とする。近接地に存する他の公的賃貸住宅団地とUR団地とを連携して再配置すること等により、コンパクトシティの形成を図る。	国土交通省 住宅局 総務課 民間事業支援調整室
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業 制度要綱等	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。 【補助率】 1/2、1/3 等	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 (都市再生住宅等整備事業)	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業 制度要綱等	住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の適切な事業推進を図るため、事業実施に伴い、住宅等を失うことにより住宅等に困窮することとなる者のための住宅等の整備、家賃負担に対し、国が必要な費用の一部を支援する。 【補助率】 1/2、1/3 等	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業 制度要綱等	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。 【補助率】 1/2、1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
空き家対策総合支援事業	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業 制度要綱等	「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づく市町村の取組を一層促進するため、「空き家対策計画」に基づき民間事業者等と連携を行う総合的な空き家対策への支援等を行う。 (社会資本整備総合交付金においても同様の支援が可能)	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

地域居住機能再生推進事業	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業制度要綱等	多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。公的賃貸住宅の管理戸数の要件は、原則概ね1,000戸以上としているが、整備地区が三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等以外の居住誘導区域内等に存する場合には、管理戸数の合計が概ね100戸以上であることに緩和している。	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
フラット35地域活性化型(住宅金融支援機構による支援)	○	-	-	-	-	平成29年度より、コンパクトシティ形成等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅の建設・取得に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。 【支援内容】 居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の取得に対し、住宅ローン(フラット35)の金利引下げ(当初5年間、▲0.25%引下げ)	国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援調整室
空き家・空き地等の流通の活性化の推進	○	-	-	-	-	全国の空き家・空き地等の検索が可能な全国版空き家・空き地バンクの活用を促進するとともに、関係者が連携して空き家・空き地等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産業団体等への支援を行う。	国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課
クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進	-	-	-	-	-	新たに創設された小規模不動産特定共同事業の円滑な推進と投資家保護を図るため、事業者向けの実務手引書等を作成。 関連URL: https://www.vmi.co.jp/jpn/news/2017/12/h29stock-biz1228-hb-basic.pdf	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

<p>不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>・租税特別措置法第83条の3 ・地方税法附則第11条第13項</p>	<p>不動産特定共同事業を活用した民間投資を一層推進するため、特例事業者が取得する不動産について、登録免許税及び不動産取得税の特例措置を講じる。 平成29年度においては、「特定建築物(特定家屋)」の定義の見直し(耐震基準の追加)を行うとともに、小規模不動産特定共同事業及び適格特例投資家限定事業において取得される不動産についても特例事業と同様の特例措置を講じる。</p> <p>【税制措置】 登録免許税、不動産取得税</p>	<p>国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課</p>
<p>Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>・租税特別措置法第83条の2 ・地方税法附則第11条</p>	<p>Jリート及びSPCが不動産を取得する場合における不動産流通税の特例措置を講じる。 平成29年度においては、不動産取得税の対象に、ヘルスケア施設(有料老人ホーム等)及びその敷地を追加する。</p> <p>【税制措置】 登録免許税、不動産取得税</p>	<p>国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課</p>

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

⑧学校・教育との連携の視点

○多様な学習活動に対応した機能的な学校施設を整備する観点や、学校を拠点として、まちづくりや地域コミュニティの形成を図る観点から、地域の実情に応じ、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室等の活用が進められている。
○コンパクトシティの形成に向けて、拠点エリアに必要な都市機能を誘導する際に、学校施設と他の公共施設等との複合化、廃校施設や余裕教室等の活用などの施策と連携することが期待されている。

学校施設の有効活用等の支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の緩和	—	—	—	○	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)	国庫補助を受けて整備した公立学校施設を処分制限期間内に転用等する場合の財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 関連URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm	文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設助成課
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	—	—	—	—	—	学校規模の適正化や小規模校の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定したもの。 学校統合を行う場合、小規模校を存続させる場合、休校した学校を再開させる場合の考え方等をとりまとめるとともに、まちづくりの総合計画の一環として児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化も一例として紹介している。 関連URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室

<p>報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」</p>	-	-	-	-	-	<p>本報告書(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)では、学校施設の複合化について、アンケート調査や現地調査等により実態を把握し、複合化の特徴や課題を整理した取組事例を掲載するとともに、複合化に係る基本的な考え方や計画・設計上の留意事項等を示している。</p> <p>関連URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/11/1364499.htm</p>	<p>文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設企画課</p>
<p>スポーツ環境整備事業 (学校施設環境改善交付金)</p>	○	-	-	○	<p>学校施設環境改善交付金 交付要綱等</p>	<p>社会体育施設及び学校体育施設は、地域住民がライフステージに応じスポーツに親しむ場や、児童生徒等の学習の場であり、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要である。地方公共団体が社会体育施設及び学校体育施設の整備に要する経費の一部を、国が交付金として交付している。</p> <p>平成30年度の採択に当たっては、個別施設計画や立地適正化計画等に基づいて行われる事業を考慮することとしている。</p>	<p>スポーツ庁 参事官(地域振興担当)付</p>

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

⑨防災との連携の視点

○コンパクトシティの形成に取り組むに当たっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への都市機能や居住の誘導を推進することが重要である。
○また、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要である。

1) 面的な整備により対象地区の防災性向上を図る事業への支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
防災街区整備事業	○	○	○	○	密集法 住宅市街地総合整備事業 制度要綱、社会資本整備 総合交付金交付要綱等	<p>密集法に基づき建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める事業手法。老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を支援する。</p> <p>【交付率】 1/3 【税制措置】 所得税、法人税 等</p>	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	○	○	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	<p>防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。</p> <p>平成30年度においては、「空間再編賑わい創出事業」を交付対象に追加する。</p> <p>【交付率】 重点地区：1/2、一般地区：1/3 【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税等</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課

市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	<p>土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。</p> <p>【交付率】 1/3</p> <p>【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等</p>	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
都市防災総合推進事業	○	○	-	-	社会資本整備総合交付金交付要綱	<p>避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援</p> <p>【交付率】1/2、1/3、2/3※ ※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合 関連URL： http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html</p>	国土交通省 都市局 都市安全課

2)防災機能を併せて整備する建築物への支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	○	—	—	—	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者に対して、助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。</p> <p>【補助率】 3/100、5/100、7/100</p>	国土交通省 住宅局 市街地建築課 都市局市街地整備課
共同型都市再構築業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	<p>地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。</p> <p>民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民都機構に返済。</p> <p>平成30年度においては、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加する。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速する。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
メザニン支援業務	○	—	—	○	都市再生特別措置法第71条	<p>優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組み。民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援する。</p> <p>平成28年補正予算で実施したSPC要件緩和に加え、平成29年度においては、事業区域面積要件を緩和する。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/mezzanine.html</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

3)その他の施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波の浸水想定区域指定及びハザードマップ作成の推進	○	—	—	○	水防法 津波防災地域づくり法	<p>平成27年の水防法改正等を踏まえて、国・都道府県等において想定しうる最大規模の洪水、内水、高潮、津波による浸水想定区域の指定を行うとともに、平成28年度には水害ハザードマップの作成の手引き等の整備を行うなど、市町村がハザードマップを作成するための技術的支援を実施している。</p> <p>これまでは、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていた。平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策に拡充した。</p> <p>(※交付対象の例(ソフト対策)：洪水浸水想定区域図の作成 洪水ハザードマップの作成 等)</p>	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業	○	—	—	—	—	<p>都市機能の集約による地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等のレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、実現可能性の調査や事業計画の策定を支援する。(実施期間：平成29年度～31年度。平成29年度は宇都宮市、北九州市の2市を採択。)</p> <p>平成30年度においては、上記に加えて、地方公共団体と地元企業等がコンソーシアムを形成し、ポテンシャル・費用対効果・地域の理解・環境影響にも配慮しつつ、自然的社会的に持続可能な形で再エネを拡大する連携事業(地域資源を活用した環境調和型の再エネ事業)を支援する。</p>	環境省 大臣官房 環境計画課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(平成30年度)

⑩広域連携の視点

○複数市町村による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、関連する市町村が連携して立地適正化計画を作成することにより、当該圏域における都市機能(医療・福祉・商業等)を一定の役割分担の下で整備・利用することができ、効率的な施設の整備・管理が可能となることが期待される。
○連携中枢都市圏を形成する自治体間や鉄道等の公共交通沿線の自治体間で、例えば拠点病院等の高次の都市機能や公共交通の充実等について連携することも考えられる。

1) 複数市町村が連携したコンパクトシティの形成に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱等	<p>複数市町村が連携して行う立地適正化計画の作成の前提となる広域的な立地適正化の方針の作成に要する経費の支援。 広域的な立地適正化の方針の作成に向けた合意形成の取組に対し、専門家の派遣並びに住民説明資料の作成等に必要の検討調査等に要する経費の支援。 平成28年度より、広域的な立地適正化の方針の作成の支援対象として、現行の地方公共団体に加え、沿線市町村と鉄道事業者を含む鉄道沿線まちづくり協議会を追加。</p>	国土交通省 都市局 都市計画課
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課

都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。</p> <p>平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和する。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げる。</p> <p>【補助率】 1/2等</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市・地域交通戦略推進事業	○	○	—	—	社会資本整備総合交付金交付要綱等	<p>複数市町村で連携して立地適正化計画を作成する場合、複数市町村を結ぶ路面電車等の公共交通に係る施設整備に対して、補助率の嵩上げ等の支援を行う。</p> <p>【補助率】 1/3、1/2(立地適正化計画に位置付けられた事業等)</p>	国土交通省 都市局 街路交通施設課
鉄道沿線まちづくりガイドライン	—	—	—	—	—	<p>鉄道沿線の地方公共団体や交通事業者が連携して取り組む「鉄道沿線まちづくり」について、相互の連携の「場づくり」のための方針を示すものとして策定。(平成27年12月)</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000036.html</p>	国土交通省 都市局 街路交通施設課

2) 連携中枢都市圏の形成に関する措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
連携中枢都市圏構想の推進	○	○	—	—	連携中枢都市圏構想推進要綱	<p>地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成する取組を支援。</p> <p>さらに平成27年度より、圏域として取組む事業に対して地方交付税措置を実施。</p>	総務省 自治行政局 市町村課